

令和7年4月1日
国土交通省海事局

安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法（仮称）案に関する意見募集について

国土交通省では、令和6年12月25日から令和7年1月31日まで、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法（仮称）案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、9件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

（1）募集期間

令和6年12月25日から令和7年1月31日

（2）周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォーム、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 9件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 （代表）03-5253-8111（内線43-528）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の参考にさせていただきます。

ご意見の概要	考え方
<p>安全統括管理者の選任要件について、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」は、地方公共団体の場合、「日常的に行われる事業運営上の重要な事項の決定に参画する者（責任のある者。ただし、必ずしも管理職でなくてもよい。）」とあるが具体的にどのような者を想定しているのか。</p> <p>「改正海上運送法・内航海運業法説明会資料」（平成18年9月海事局運航労務課）において、当該事業の運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者は、「株式会社又は有限会社以外の形態の事業者の場合には、当該事業者内における取締役会相当会議又は日常的に行われる事業運営上の重要な事項を決定する会議において、安全管理規程に定める安全統括管理者の職務（安全に関する報告等）を行う権限を有する者」と記載されている。これについては今回運用を変更するということか。</p>	<p>地方公共団体の実態に鑑み、例えば課長補佐や係長であっても、日常的に行われる事業運営上の重要な事項の決定に参画する者であれば、安全統括管理者として選任して差し支えないことといたします。したがって、現行の運用から変更が生じるものではないかと考えます。</p>
<p>制度導入後は、複数（令和8年度当初は8人程度を想定）の船員に運航管理者資格者証を取得してもらい、乗船していない船</p>	<p>ご認識のとおり、航行中の船舶に運航管理者としての業務中の運航管理者が乗り組むことがなければ、運航管理者資格者証を</p>

<p>員に運航管理者を交代で担当してもらうことを想定している。この場合、運航管理者は船長と兼務していないことから、兼務のための講習を受講する必要や報告義務はないと考えてよろしいか。また、複数の船員に運航管理者資格者証を取得してもらい乗船していない船員に運航管理者を交代で担当してもらう場合に、該当する諸規定や留意事項はあるか。</p>	<p>有する複数の船員に運航管理者を交代で担当いただく場合も、運航管理者と船長を兼務するために必要な講習等の手続きを踏む必要はなく、特段の留意事項もございません。</p>
<p>唯一の安全統括管理者が休暇の間は、原則運航が認められないという認識で間違いなければ、年中無休で運航する事業者の場合、安全統括管理者となる特定個人に対して、無休で働くこと及び場所の移動規制を強いることを推奨する運用になるのではないか。 また、安全統括管理者の遠方からのリモート対応は認められるのか。</p>	<p>安全統括管理者が災害、病気その他やむを得ない理由により職務を行うことが困難となった場合には、原則として運航を停止することになりますが、現行制度と変わらず、運航管理者と携帯電話等で常時連絡が取れる体制を構築していれば、事務所等に常駐する必要はなく、リモートでの業務であっても構いません。また、今後改正する安全管理規程ひな形において、安全統括管理者が職務を執ることができないときは、経営の責任者以外でも、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、安全統括管理者資格者証の交付を受けた者であれば職務を執れることとする予定です。</p>
<p>運航管理者が職務を行うことが困難になった場合、資格を有する者を交代させる手続きを実施することになるが、休日等の場合の手続き要領を示していただきたい。 また、地方運輸局等での手続きが完了するまで船舶の運航はできないのか。もしくは申請した時点で運航が認められるのか。</p>	<p>選任された運航管理者が休日等により不在となる場合は、あらかじめ他の運航管理者資格者証を有する者も選任し、その者が職務を遂行する必要があります。(運航管理者として選任されていない者による代行は認められません。) また、各社で運航管理者の選任を行った際には、選任後 15 日以内に選任届出書を提出することとなっております。</p>

<p>運航管理者と船長の兼務について、更なる船員や運航管理者の雇用が困難であるため、条件を緩和してもらいたい。</p>	<p>資格者証制度は必ずしも新規雇用を求めるものではございません。</p> <p>例えば、これまで一人で安全統括管理者・運航管理者・船長を兼務していた者であっても、非常連絡表等には陸上の従業者としてどなたかを登録されているものと思います。既存事業者の皆様は、試験の開始から制度の完全な導入まで2年ありますので、当該従業者に運航管理補助者としての経験を積んでいただき、運航管理者の資格を取得いただければ、運航の継続は可能であると考えます。</p> <p>なお、運航管理者と船長の兼務が可能となる「同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満かつ旅客定員が13人未満である届出事業者」についても、講習を受けた陸上要員が必要となるため、特定の適用対象になることによって、必要な人数が減ることはありません。</p>
<p>運航管理者資格者証を有する従業者が勤務する会社に運航管理業務を委託し、必要な人数を派遣してもらい選任することは可能か。</p> <p>また、委託された運航管理者は委託を依頼した事業者の事務所ではなく、当該運航管理者の事務所に待機できるようにしてはどうか。</p>	<p>自社で運航管理者を選任することが困難な場合や、自社の運航管理者が職務を遂行することが困難な場合などは、通達案に記載の要件を満たした自社外の運航管理者資格者証を有する者から選任が可能となります。</p> <p>また、運航管理者は常時連絡が取れ必要な指示などの対応を行える体制を構築していれば、必ずしも営業所・事務所への常駐を求めるものではありません。自社の運航管理者が不在時に委託契約を結んだ自社外の運航管理者が業務を行うことも可能で</p>

	す。
<p>安全統括管理者の選任要件について、地方公共団体の場合は「日常的に行われる事業運営上の重要な事項の決定に参画するもの（責任のある者。ただし、必ずしも管理職でなくてもよい。）」であるが、この要件を満たしていれば所属外の者を選任することは可能か。</p>	<p>例えば同一事業者内で課などの所属が異なる場合であっても、事業運営上の重要な事項の決定で発言することができる責任のある者であれば選任することが可能です。なお、安全統括管理者は、事業者外部の者への委託は認められません。</p>
<p>安全統括管理者は、法令上、1人しか選任することが出来ない中で、急に病気や怪我で不在となった場合、仮に、社内に試験に合格し安全統括管理者資格者証を有する者が存在したとしても、直ぐに選任しなければ一時的に違法状態となり、運航停止になってしまう。このため、例えば、安全統括管理者資格者証を有する者の中から、選任の順位を決めておき、第一順位の安全統括管理者が不在となった場合、直ちに第二順位の者が安全統括管理者に選任されるような、予め選任の順位を決めておく仕組みなど、円滑で安定した運用が可能となるような方法をご検討頂きたい。</p>	<p>海上運送法施行規則においては、選任（解任）の日から15日以内に選任（解任）届出書を提出することとなっております。現行制度のとおり、非常時に限らず事後届出となるため、事業者内で安全統括管理者を選任後、遅滞なく、選任届出書を提出していただければ問題なく、一時的に違法状態とはなることはありません。</p> <p>< 現行の海上運送法施行規則 > （安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出） 第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p>

	2 (略)
<p>安全統括管理者及び運航管理者の実務経験については、船長又は乗組員の経験年数も要件として示されたが、</p> <p>イ. 旅客船と貨物船を兼業している会社において、ローテーションで旅客船と貨物船に乗り組むような場合、或いは、貨物船事業から旅客船事業に転籍する場合など、それぞれ業態の異なる船舶に乗り組んだ船員については、旅客船と貨物船の乗組経験の合算を認めて頂きたい。</p> <p>ロ. 経験年数のカウントについては、実際に乗船した雇入の期間ではなく、会社に雇用されている期間として頂きたい。</p> <p>ハ. 実務経験については、異なる水域であっても履歴のカウントが可能であるとの説明があったが、その旨、通達に明記して頂きたい。</p>	<p>イ→現行制度の通り可能です。通達にもその旨（計算式）を規定しました。</p> <p>ロ→海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者証に関する省令第15条第1号イ等において、「～として一年以上乗り組んだこと」と規定されており、「乗り組んだこと」を経験要件と規定しているところ、船員手帳等により雇入契約を確認することとなります。なお、改正前の海上運送法施行規則においても「乗り組んだ経験」と規定しており、確認方法としては従前と同じになります。</p> <p>ハ→ご指摘のとおり通達に明記いたしました。</p>
<p>運航管理者が災害、病気その他のやむを得ない理由により職務を行う事が困難となった場合、一時的に他の運航管理者が船舶に乗り組むことが認められる航路として、「離島航路補助金の交付対象航路や、当該対象航路ではないがこの要件に該当すると認められる航路」とされているが、この要件に該当する航路として、少なくとも離島航路整備法の対象航路として頂きたい。</p>	<p>ご提示の離島航路整備法の対象航路は、「船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路」に含まれますので、原案を維持させていただきます。</p>